

潮 か ぜ

まちづくりニュース 第18号

平成18年4月 浜町・芦崎・新川地区密集住宅市街地整備促進事業推進協議会発行
事務局 (村山泰夫・秦 富子・長岡治次) 534-2863
大分市都市計画部まちなみ整備課編集 537-5637

整備事業の第一歩

「おい日高よい、俺達が生きちょんうちにこん地域に住環境改善の、道づくりの杭が打たるんのが見らるんのじゃろうかのう。」

と、小学校で同級生だった元漁協会長の工藤さんと話し合ったのが7～8年程前であったろうか。

『余りにも劣悪な住環境』と烙印を押したのは、平成7年発足の市街地総合再生基本計画策定委員会が大分市の私どもの居住する土地を対象とした会議で提示した文章の中身だった。出席していた関係地域の自治委員五人は、一様に不快感を示したものの、納得せざるを得ない現実の姿も事実であった。3年ほど続いたこの会は、地域改善については絵に描いた餅を見せてくれたと同時に、私どもの心に地域づくりの油に火をつけてくれたものであった。

平成11年4月、浜町・芦崎・新川地域改善促進協議会を結束して立ち上げ、「住み良い安全な町づくり」を合言葉に意識調査、先進地域(駅南)の見学、名称や会則の検討、組織づくりなどに取り組み、また広報『潮かぜ』の発刊により意思を結束していった。更には事業促進の願いを込めて1353名の署名簿の提出なども行った。以降は住民と協議会会員と市役所とが共通の目的に向かって諸般の運営を行うように努めてきた。

平成11年以降の7年間は意見交換会27回、会報18号を発行、懇談会15回～20回を行ってきたが、これらの会合は殆どが夜であった。まちなみ整備課の担当職員の方々の尽力には、ただただ敬服感謝の思いである。

歴代会長は次のような言葉を残している。

「子や孫に自慢のできる地域づくりを皆の手で」 岩田初代会長

「地域づくりの灯台に明りがついた思い」 日名子会長

これらの言葉を心に留めながら、また火事で亡くなられた黒川さんの死に報いるためにも、地域の夢の実現に向けて頑張らしましょう。

会長 日高 義人



平成18年度の事業の進め方(スケジュール)のお知らせ

平成18年度は、防災道路(路線E-1)の用地買収・建物補償に入ります。

また、路線A・D・N-1の防災道路や都市計画道路の測量等に取り組んでいきます。

なお、測量・境界立会や懇談会の開催については、回覧板などで随時ご案内いたします。

●路線E-1	用地買収・建物補償
●路線A、D、N-1 ●都市計画道路 (浜町東交差点から えびす神社まで)	測量・境界立会
●意見交換会、懇談会、 相談会、個別訪問等	随時開催
●まちづくりニュース 『潮かぜ』の発行	随時発行

路線E-1の整備に関する懇談会(第2回、第3回)

路線E-1の整備に関する懇談会(第2回、第3回)を1月20日(金)と1月31日(火)に開催し、道路の線形や今後のスケジュールの説明、意見交換などを行いました。意見交換の内容のうち、他の路線の方々にとって参考になるものについて以下に掲載します。

Q.歩行者の歩く所を高くすることができればカラー舗装をするのは可能か。

A.防災道路の人の歩く部分に段差をつけることはできませんが、カラー舗装することは可能です。今後、皆様と話し合いの上、検討していきます。

Q.補償額が高ければよいが。

A.土地の補償は不動産鑑定、建物の補償は補償基準に基づき算定します。道路の線形の上の了承を得た後に土地の買収面積が決まり、補償額の計算を行います。

Q.建物の一部を部分的に切り取った場合に補償はどうなるのか。

A.部分的に切り取った場合でも家全体としての機能が著しく損なわれる場合は全体の補償をすることもあります。部分的に切り取っても家の機能として支障が無い場合は部分的な切り取り補償をすることもあります。

Q.補償の種類はどんなものがあるのか。

A.土地と建物の他に、工作物、庭木、引越費用、部屋を貸していれば家賃減収補償等も補償に含まれます。

Q.区画整理事業等の別の事業とでは補償額に違いがあるのか。

A.どの事業であっても、大分県内では同じ基準で補償を行っています。

Q.現地に建替えたいと考えているが、それが無理であれば地区内の他の場所に住みたい。

A.接道している空き地を調べています。土地を譲っても良いという方々の話を聞きながら進めていきたいと考えています。

<大分市より>

新しく道路が出来ても、道路に接しない家は建替えができません。今後は、道路沿いの家々だけでなく、もう一つ裏の家々のことについてもいっしょに考えていく機会を設けたいと考えています。

まずは道路にかかる人達の生活再建が重要となりますので、今後はどこでどのように生活再建するかなど、市も一緒になって考えていきます。

整備計画変更承認・事業計画変更協議同意申請について(お知らせ)

都市計画道路の整備方針が決定したことで地区全体の整備計画が出来上がりました。これを受けて国へ整備計画及び事業計画の変更申請を行いました。なお、このことによる事業スケジュールへの影響はありません。

地区整備方針の全容が決定しました！

地区計画図

凡 例

- 港湾区域
- 都市計画道路
- 整備地区
(=重点整備地区)
- 優先整備ゾーン
- 防災道路整備
(優先整備路線)
- 防災道路整備
(次の優先整備路線)
- 防災道路整備
(検討路線)
- 防災道路概成
- 公園整備
- 広場整備
- 集会所等整備
- 既存公園

これまでも都市計画道路の変更内容はお伝えしてきたところですが、様々な手続きを経て、正式に地区整備方針の変更が決定しました。今後はこの地区計画図に基づいて順次整備を行います。
各路線の詳細な線形については測量や境界立会を行い、住民の皆様のご意見を頂きながら決定していきますので、事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

都市計画道路を
廃止しました。

このように
決定しました！



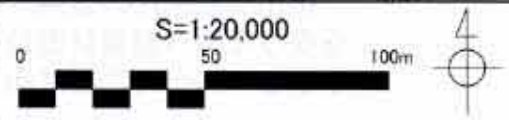
旧地区計画図



都市計画道路を廃止し、8mの防災道路
(路線N-1、N-2)を整備します。

【整備の順番】

防災道路整備の順番は「赤」→「青」→「〇印」を基本に考えています。都市計画道路は南北方向（浜町交差点から恵美須神社付近まで）から整備に取り掛かります。その後、恵美須神社付近から東方向のOABに向け順次整備を進めていきます。
防災道路整備と都市計画道路整備は同時進行です。



【主な変更の内容】

恵美須神社から西側に計画していた都市計画道路の廃止・変更に伴い都市計画道路の名称も春日浦豊河原線と一つになりました。
都市計画道路を廃止した箇所は防災道路の路線N-1及びN-2として整備します。